

第 4 期介護保険料について

1. 基本的な考え方

来年 4 月より第 4 期介護保険事業計画が実施されることから、各市町村においては、第 4 期事業運営期間における介護給付費の見込みから求められる保険料収納必要額を確保できるよう、保険料の設定を行うこととなる。

また、平成 20 年度まで導入されている税制改正による激変緩和措置が終了するが、これを踏まえた第 4 期保険料設定の考え方については、現在検討中である。

2. 保険料算定に必要な諸係数について

第 4 期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、以下のとおりであり、今後、市町村に依頼する調査等を基に、8 月上旬を目途にお示しする予定である。

なお、これら諸係数等の変更に伴う政省令の改正については、準備が整い次第、順次行う予定である。

【保険料の算定に必要な諸係数】

- ①第 2 号被保険者負担率・・・(介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令(平成 10 年政令第 413 号) 第 5 条)
- ②財政安定化基金拠出率・・・(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成 11 年厚生省令第 43 号。以下「納付金省令」という。) 第 4 条)
- ③保険料の収納下限率・・・(納付金省令第 1 条)
- ④基準所得金額・・・(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 143 条)

第 5 段階と第 6 段階の境界所得である基準所得金額は、第 1 段階、第 2 段階及び第 3 段階の軽減分と、第 5 段階と第 6 段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。